

弘済保育所（おひさま保育園）重要事項説明書

〈令和2年4月1日現在〉

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人東京弘済園
代表者氏名	理事長 羽井佐 利彦
法人の所在地	〒181-0013 東京都三鷹市下連雀5-2-5
法人の電話番号	0422-43-3319
定款の目的に定めた事業	特別養護老人ホーム「弘済園」 養護老人ホーム「弘寿園」 三鷹市東部地域包括支援センター 通所介護・居宅介護支援「弘済ケアセンター」 通所介護・居宅介護支援「三鷹市高齢者センターけやき苑」 三鷹市西部地域包括支援センター ケアハウス「弘陽園」 弘済保育所（おひさま保育園）

2. 事業の目的

事業の目的	弘済保育所（以下「当保育所」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">1 当保育所は保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。2 当保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体に行うものとする。3 当保育所は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。4 当保育所は、三鷹市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

3. 保育所の概要

施設の種類	保育所
名称	弘済保育所（おひさま保育園）
所在地	三鷹市下連雀5丁目2番5号
許可年月日	平成20年4月1日
電話番号	0422-49-8893
施設長氏名	篠塚 和弘
利用定員(年齢別)	68名 0歳児 3号(8名) 1歳児 3号(8名) 2歳児 3号(10名) 3歳児 2号(14名) 4歳児 2号(14名) 5歳児 2号(14名)
職員数	23名
取扱う保育事業の種類	一時預かり保育、障がい児保育、地域子育て支援
自己評価概要	サービス内容の向上及び第三者評価の結果を踏まえ、職員による保育内容等の自己評価の着手に努めています。
第三者評価の概要	平成30年度受審（詳細は「東京都福祉ナビゲーション」で公開されています。）
職員への研修の実施状況	毎年職員全員が、キャリア別研修または職種別研修のどちらかを受講するよう、計画的かつ継続的に実施しています。
嘱託医	1名(小児科医) *協力医(歯科、眼科、耳鼻咽喉科)

4. 保育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7時00分から19時00分まで
延長保育時間	(保育標準時間利用) 18時00分から19時00分まで (保育短時間利用) 7時から8時30分・16時30分から19時00分
休所日	休日・祝祭日・年末年始(12/29~1/3)

5. 施設の概要

敷地	面積 17,193.42 m ²
建物	鉄筋コンクリート造5階建(保育所は1階部分) 延べ床面積 5226.74 m ² (保育所 657.79 m ²)
施設の内容	○乳児室、ほふく室 66.63 m ² ○調乳・沐浴室2室 12.22 m ² ○保育室(4室)121.54 m ² ○遊戯室 109.58 m ² ○一時保育室 17.05 m ² ○子育て支援室 16.02 m ² ○調理室 25.65 m ² ○幼児トイレ(2室) 27.18 m ² ○事務室 37.7 m ² ○職員トイレ(2室) 5.4 m ² ○廊下・エントランス他 218.46 m ²
設備の種類	○スプリンクラー ○自動火災報知機 ○非常放送設備 ○インターホン・玄関オートロック ○給湯 ○門扉 ○フェンス ○園庭 ○植栽 ○屋外大型遊具 ○組立式大型プール ○冷暖房(全室) ○床暖房(0.1.2歳児室、遊戯室) ○保健室ベッド(事務室設置) ○AED(自動体外式除細動器)
安全保障	乳幼児賠償責任保険に加入。
その他	屋外遊戯場 240 m ²

6. 職員体制

	常勤	常勤者の資格	非常勤者	非常勤者の資格	備考
施設長	1名				
保育従事職員	16名	(16名)			
保育補助者			3名	(3名)	
看護師	1名	(1名)			
管理栄養士	2名	(2名)			
調理員	2名	(2名)	3名	(3名)	
事務員	1名				

7. 保育計画

「保育課程」をご参照下さい。

8. 毎日の保育の流れ

(1) 1日の保育スケジュール

＜0歳児＞	＜1・2歳児＞	＜3・4・5歳児＞
7:00 順次登園 健康観察、検温	7:00 順次登園 健康観察	7:00 順次登園 健康観察
9:00 あそび、睡眠	9:15 補食(牛乳) 9:45 あそび (室内、室外、散歩等)	9:30 朝の会 クラス活動
10:00 離乳食(ミルク)	11:00 昼食	
11:30 お昼寝	12:00 お昼寝	11:30 昼食 12:45 お昼寝
14:00 (ミルク)		
15:00 おやつ、ミルク あそび、睡眠	15:00 おやつ あそび (室内、室外等)	15:00 おやつ あそび (室内、室外等)
16:00 順次降園	16:00 順次降園	16:00 順次降園
18:00～19:00 延長保育	18:00～19:00 延長保育	18:00～19:00 延長保育

(2) お散歩のコース

法人の敷地内や園庭の他に、近隣にある公園等にお散歩に行きます。

「みたかおさんぽ Map」「おひさま保育園お散歩マップ」参照

9. 昼食等について

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、月末ごろに翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	使用する食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡下さい。ご相談の上、除去するなどの対応をとります。(例、卵・牛乳・小麦等) 毎月、栄養士と献立内容の確認をいたします。
衛生管理等	集団給食施設届出を多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センターへ届出済みです。 水質検査を毎朝実施しています。(給食) 調理師、乳児保育士は毎月1回、他の保育士は半年に1回細菌検査を行っていきます。

*アレルギー疾患児への対応についての詳細は、「園のしおり」をご参照下さい。

1 0. 入園時に必要な書類等

- (1) 住居を確認するもの
- (2) 保護者の連絡先を明確にするもの
- (3) 児童の体調を確認するもの(病歴、予防接種の記録やアレルギー等)
- (4) 児童の嗜好や生活習慣を知るもの

* 様式につきましては、「健康個人票」「生育アンケート」等

1 1. 保育所と保護者の連絡について

- (1) 乳幼児の保育所での状況や家庭での状況を相互連携しあうために連絡帳を活用します。体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、排便状況など乳幼児の様子をできるだけ詳細に記入していただきます。

* 詳細につきましては、添付資料の「園のしおり」をご参照下さい。

- (2) 毎月1回、園・クラス・保健・食育(給食)子育てひろばだよりを発行しています。月の行事や共通連絡事項などをお知らせいたします。

1 2. 保護者の方が用意するもの

- (1) 入園時に用意するもの
- (2) 毎日持参するもの

* 上記につきましては、添付資料の「園のしおり」をご参照下さい。

1 3. 保護者会について

現時点では、保護者会はありません。

1 4. 健康診断等について

- (1) 健康診断

毎月1回嘱託医が健診をします。

健診の結果については、「健康個人票」及び連絡帳に記載します。その他に、歯科、眼科、耳鼻科検診を年1回実施いたします。

- (2) 身体測定

毎月第2週目の火曜日に身体・体重測定を行います。結果については、「健康個人票(定期健康診断表)」及び連絡帳に記載します。

15. 料金

延長保育料

利用保育料の基準額表A階層およびB階層の方は無料。

(1) 「保育標準時間」利用

保育料基準額表のC、D、E階層の方は下記の保育料といたします。

(ア) 1月利用 (月6回以上利用) 3,500円 (補食代込)

(イ) スポット利用 (月6回以下利用) 30分につき300円 (補食代込)

(ウ) 延長保育を利用していない方で、18:00以降のお迎えの方、及び延長保育利用者で19:00以降のお迎えの方は、いずれも延長保育の対象とし、30分につき300円を別途徴収させていただきます。

(2) 「保育短時間」利用

保育料基準額表のC、D、E階層の方は下記の保育料といたします。

(ア) スポット料金になります。(7:00~8:30・16:30~19:00)

(イ) 30分につき300円を別途徴収させていただきます。

(エ) 19:00以降のお迎えの方は、いずれも延長保育の対象とし、30分につき300円を別途徴収させていただきます。

食材料費

月 額 6,000円 (定額)

(1) 2号認定子ども【3~5歳】にて生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障がい児がいる世帯の一部の子及び第3子以降については無料。

(2) 3号認定子ども【0~2歳】で、住民税非課税世帯は無料。

上記の他保護者の方々に負担していただくもの

(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度掛金 年額280円

(2) 3歳~5歳児の体操服代 一着3,700円

(3) 着替え用の下着代 (在園児: カラー帽子紛失した場合300円、パンツは新品)

(一時預り保育: パンツ1枚200円・オムツ1枚30円)

*用意していただいたものでは足りず、園のものを使用した場合に限る

16. 支払方法

(1) 延長保育料及び食材料費

当月分を月末に集計し 翌月26日 口座自動振替払いとさせていただきます。

尚、金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

(2) それ以外の経費は、そのつど、現金にて集金させていただきます。

17. 保育所のご利用に際し留意していただきたいこと

(1) 欠席する場合、又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の午前9時までにご連絡願います。

(2) お迎えが遅れる場合

お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、早めにご連絡願います。

(3) 毎朝の体温等の確認

登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行って下さい。

(4) 感染症について

麻疹（はしか）・百日咳・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、「園のしおり」の登園停止期間を経過してから登園して下さい。

（その際は登園許可書をご提出下さい）

(5) 発熱のある場合

熱が37.5度以上ある場合は登園をお控え下さい。

(6) 与薬について

園においては、医療行為に当たるため原則として与薬を行いません。ただし、主治医に相談して頂いた上で、やむを得ないものに限っては与薬を行いますが、その場合、安全に与薬を行うため保護者は医師名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した与薬依頼票を必ず持参してください。

*詳細につきましては、「園のしおり」をご参照ください

(7) 随時に延長保育が必要な場合

保育標準時間利用の方は当日17時までにご連絡願います。

保育短時間利用の方は7:00~8:30は事前連絡、16:30~19:00は当日16時までにご連絡願います。

18. 賠償責任保険の加入

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の加入をお願いしています。保護者の方々のご理解ご協力をお願いいたします。給付対象となる内容、給付金額の詳細は別紙「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」のとおりです。

19. 緊急時の対応方法

(1) 保育中に容体の変化等があった場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医は連絡をとるなど必要な措置を講じます。

(2) 保護者と連絡がとれない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	氏名 石川尉子 (横内医院)
	所在地 三鷹市牟礼 6-6-14 保育所から徒歩5分 電話 0422-43-0910
救急隊	管轄消防署名 三鷹消防署
	所在地 三鷹市下連雀 9-2-17 電話 0422-47-0119
警察署	管轄警察署名 三鷹警察署
	所在地 三鷹市上連雀 8-2-36 電話 0422-49-0110

20. 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	三鷹消防署へ平成31年4月に届出済み。
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施しています。
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯
避難場所	第一小学校

21. 保育内容に関する相談・苦情

(1) 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者 氏名 西潟 倫子	電話 0422-49-8893
相談・苦情解決責任者 氏名 篠塚 和弘	電話 0422-49-8893
第三者委員 氏名 永山敬子 (役職) 三鷹市元民生・児童委員	電話 0422-43-7947
氏名 笠石ふさ子 (役職) 三鷹市民生・児童委員	電話 0422-46-3349
受付方法	面談・文章・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

(2) 当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村担当部課名 三鷹市総務部相談・情報センター	
所在地 三鷹市野崎 1-1-1 本庁舎2階	電話 0422-45-1151 内線 2131 2132